

## 長崎県医療施設近代化施設整備事業補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の、衛生環境の改善等を図るための施設の新築、増改築及び改修を行うものに対し、予算の定めるところにより、医療提供体制施設整備交付金交付要綱(平成25年5月28日厚生労働省発医政第0528第6号)(以下、「国交付要綱」という。)に基づき補助事業を行う医療施設の開設者に対し、長崎県医療施設近代化施設整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第460号の9)及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)及び基準額は国交付要綱の定めるところとし、その補助額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、0.33の調整率を乗じて得た額に、加算額を加えた額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、内示をもって事業着手を認める。

### (申請手続)

第3条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他関係書類を添えて、知事が定める期日までに、知事に提出しなければならない。

### (交付の決定の除外)

第4条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあっては、この限りでない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

### (変更申請手続)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第1-2号による申請書を知事が別に定める期日までに知事に提

出しなければならない。

( 交付の条件 )

第 6 条 規則第 6 条第 1 項の規定による条件は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 補助事業に要する経費の配分の変更 ( 軽微な変更を除く。 ) をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ( 2 ) 補助事業の内容のうち、次のものを変更 ( 軽微な変更を除く。 ) する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の設置場所 ( ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。 )
  - イ 建物の規模、構造又は用途 ( ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。 )
- ( 3 ) 補助事業を中止し、又は廃止 ( 一部の中止又は廃止を含む。 ) する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ( 4 ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ( 5 ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ( 6 ) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ( 7 ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- ( 8 ) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- ( 9 ) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ( 10 ) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、様式第 4 号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者 ( 以下「補助事業者」という。 ) が全国的に事業を展開する組織の支部 ( 又は一支社、一支所等 ) であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部 ( 又は本社、本所等 ) で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(12) 補助事業等の実施にあたって暴力団等と契約を締結しないこと

( 軽微な変更 )

第7条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 県の補助額に変更を生じさせない範囲内における補助対象経費の変更

(2) 国交付要綱別表2の第2欄に掲げる経費区分のいずれか低い額の20%以内の変更

(3) 事業目的に影響を及ぼさない範囲内における事業計画の変更

( 遂行状況報告書 )

第8条 この補助金の施設整備に係る事業遂行状況報告書については、毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに様式第5号による報告書を知事に報告しなければならない。

( 概算払 )

第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第2号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

( 実績報告書 )

第10条 この補助金の事業実績報告は、様式第3号による報告書を事業の完了の日から起算して30日を経過した日(第7条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から30日を経過した日)又は同項後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度4月10日までに提出しなければならない。

( 補助金の返還 )

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

( 財産処分の制限 )

第12条 規則第20条のただし書の規定による別に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成12年厚生省告示第105号)に準ずるものとする。

- 附則 この要綱は、平成 6 年度の予算にかかる医療施設近代化施設整備事業費補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成 10 年度医療施設近代化施設整備事業費補助金のうち新規分から適用する。なお、継続分については従前の要綱を適用する。
- 附則 この要綱は、平成 11 年度医療施設近代化施設整備事業費補助金のうち新規分から適用する。なお、継続分については従前の要綱を適用する。
- 附則 この要綱は、平成 13 年度医療施設近代化施設整備事業費補助金のうち新規分から適用する。なお、継続分については従前の要綱を適用する。
- 附則 この要綱は、平成 27 年度医療施設近代化施設整備事業費補助金のうち、新規分から適用する。なお、継続分については従前の要綱を適用する。
- 附則 この要綱は、平成 28 年度医療施設近代化施設整備事業費補助金のうち、新規分から適用する。なお、継続分については従前の要綱を適用する。
- 附則 この要綱は、平成 29 年度医療施設近代化施設整備事業費補助金から適用する。

様式第 1 号

第 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度長崎県医療施設近代化施設整備事業交付申請書

平成 年度長崎県医療施設近代化施設整備事業について、長崎県医療施設近代化施設整備事業補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- ( 1 ) 施設整備事業計画書（別紙 1 - 1）
- ( 2 ) 経費所要額調（別紙 1 2）
- ( 3 ) 工事設計図、工事仕様書、工事仕訳書

添付書類

- ・ 歳入歳出予算書（見込書）の抄本
- ・ その他参考となるべき書類

第 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度長崎県医療施設近代化施設整備事業補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付長崎県指令 医政第 号をもって交付の決定を受けた標記補助金について、下記のとおり補助の変更交付（追加・減額）一部取消を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金（変更交付（追加）（減額）・一部取消）申請額 金 円
- 2 変更を受けようとする理由
- 3 平成 年度交付対象事業の実施に要する経費に関する調書（別紙 2 - 2）
- 4 支出予定額変更内訳書
  - 今回変更申請金額：金 円
  - 当初交付決定金額：金 円
  - 差引（追加・減額）申請額：金 円
- 5 その他参考となる書類

様式第 2 号

第 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度長崎県医療施設近代化施設整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付長崎県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました補助事業について、長崎県医療施設近代化施設整備事業補助金実施要綱第 8 条第 2 項の規定により下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
残額	円

振込指定口座		銀行	支店
種別	普通・当座	口座番号	
( ㊦ )			
口座名義			

様式第 3 号

第 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度長崎県医療施設近代化施設整備事業補助金の実績報告書

平成 年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があつた長崎県医療施設近代化施設整備事業補助金について長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 13 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 施設整備事業計画実績（別紙 3 - 1）
- 2 平成 年度医療提供体制施設整備費補助金精算額算出内訳（別紙 3 - 2）
- 3 添付書類
  - （ 1 ）当該事業にかかる歳入歳出決算書（見込書）の抄本
  - （ 2 ）補助事業完成後の補助対象事業の概要を示す写真
  - （ 3 ）契約書の写し
  - （ 4 ）補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと）
  - （ 5 ）工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書
  - （ 6 ）その他参考となるべき書類



様式第 4 号

第 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所

氏名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付決定があった長崎県医療施設近代化施設整備事業補助金について、交付決定通知により交付された条件に基づき下記のとおり報告します。

1 . 事業の種類

2 . 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 5 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

3 . 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（3の金額の積算の内訳等）

様式第 5 号

第 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度長崎県医療施設近代化施設整備事業補助金に係る遂行状況報告書

平成 年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知を受けた  
平成 年度長崎県医療施設近代化施設整備事業補助金について、その遂行状況を長崎  
県補助金等規則(昭和 4 0 年長崎県規則第 1 6 号)第 1 1 条の規定により別紙 4 のとお  
り報告します。